

# 日本学校教育相談学会 岐阜県支部規約

## 〔名称及び事務局〕

第1条 本会は、日本学校教育相談学会岐阜県支部と称する。

(略称を「相談学会岐阜県支部」とする。)

第2条 本会の事務局は、理事長が選任した事務局担当者の勤務先に置く。

## 〔目的〕

第3条 学会会則第4条に準ずる。

「本会は学校教育相談の実践を通して、研究・研修等を行い、会員相互の資質の向上と、学校教育相談の普及・充実を図る。」

## 〔事業〕

第4条 学会会則第5条の事業に参加するとともに、下記の事業もあわせて行う。

1. 学校教育相談研究会
2. 教育相談研修会
3. 研究紀要の発行
4. その他必要と認められる事業

## 〔会員〕

第5条 本会の会員は、正会員、支部会員、名誉会員および賛助会員で構成する。

1. 正会員の資格は、学会会則第6条-1に準じ、学会本部の事業に参加することができる。
2. 支部会員は、学校教育相談や生徒指導に直接携わっている者、または、学校教育相談の研修を希望している者の中で、本会に入会を希望する者とする。
3. 支部会員は、本会の主催する事業については正会員と同等の権利を有するが、学会本部の主催する事業に参加することはできない。
4. 名誉会員および賛助会員は、学会会則第6条-4・5に準ずる。
5. 正会員の推薦および支部会員の承認は、理事会で行う。

## 〔顧問〕

第6条 学会会則第7条に準ずる。

「本会の企画・運営等に示唆を得るため、必要に応じて顧問を置くことができる。」

顧問の選任は理事会で候補者を決め、支部総会の承認を得る。

## 〔役員〕

第7条 本会の事業を運営するために、次の役員を置く。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 若干名
3. 理事 若干名 (事務局担当者を含む。)
4. 会計監査 2名

第8条 理事長は、学会会則第16条に準ずる。但し、支部総会の承認を得る。

第9条 副理事長は、理事長を補佐する。副理事長は、理事の中から理事会の互選により選任し、支部総会の承認を得る。

第10条 理事は理事会を構成し、本会の会務を執行する。理事の選任は理事会で候補者

を決め、支部総会の承認を得る。

第11条 事務局は理事の中から理事長が選任し、次の会務補助および会計を担当する。  
ただし、複数の会務を兼務してもよい。

1. 事務局長
2. 研修・研究担当
3. 会計担当
4. 広報担当
5. 庶務担当（会員名簿、案内発送、ホームページ管理等）

第12条 会計監査は本会の会計を監査する。会計監査の選任は理事会で候補者を決め、支部総会の承認を得る。

第13条 役員の任期は2か年とする。但し再任を妨げない。

#### 〔専門委員会〕

第14条 本会の目的を達成するために、次の専門委員会を置く。専門委員は理事長が選任する。なお、必要に応じ、理事会の議を経て、他の専門委員会を置くことができる。

1. 学校カウンセラー委員会
  - ・学校カウンセラー推薦業務、認定更新業務
  - ・認定取得者の研修、認定取得者の倫理等
2. 研修研究委員会
  - ・学校教育相談についての研修研究
  - ・本会の研修研究についての広報
  - ・会員の研修研究についての情報交流
  - ・研究紀要の作成
3. 広報委員会
  - ・支部広報の作成
  - ・支部ホームページの作成
  - ・支部活動の情報収集及び宣伝
4. 今後の岐阜県支部の在り方検討委員会
  - ・研修会参加者や会員増加につながる活動の検討
  - ・アンケートなどの作成・実施
5. 地区活動推進委員会
  - ・各地区への情報宣伝
  - ・各地区からの情報収集
  - ・各地区での独自活動の推進
  - ・各地区での研修・研究会の支援

第15条 専門委員の任期は単年度とする。但し再任を妨げない。

#### 〔総会〕

第16条 本会の総会は、年1回開催する。

第17条 支部総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって成立する。

#### 〔会計〕

第18条 本会の会計については、学会会則第23・24・25・26・27条に準ずる。

1. 正会員の会費は、各会員が直接本部に納入する。  
会費：正会員 入会金5,000円 年額会費7,000円
2. 支部会費の徴収は事務局が行う。

会費　：　支部会員　　年額会費 2,000 円

[付則]

- 1 本規約は平成3年5月25日から施行する。
- 2 平成10年2月21日 一部改正
- 3 平成16年6月26日 一部改正
- 4 平成19年6月 9日 一部改正
- 5 平成22年6月19日 一部改正
- 6 平成24年6月16日 一部改正
- 7 平成26年6月14日 一部改正
- 8 平成27年6月13日 一部改正
- 9 令和 3年6月 5日 一部改正
- 10 令和 4年6月 4日 一部改正